

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	1 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ① 事務実施上の必要性	番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第7号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。 個人番号を利用することにより、個人の特定、個人の宛先等の突合の正確性が向上し、対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど、事務の効率化を図ることができる。また、同一の個人に実施した各種母子保健事業の情報を適正に管理することが可能となる。	番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第8号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。 個人番号を利用することにより、個人の特定、個人の宛先等の突合の正確性が向上し、対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど、事務の効率化を図ることができる。また、同一の個人に実施した各種母子保健事業の情報を適正に管理することが可能となる。	事後	法改正による号ズレ
令和6年6月3日	1 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ② 実現が期待されるメリット	個人番号を利用することで、番号法第19条第7項の規定による他の自治体からの情報照会に対して円滑に対応することができる。また対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど事務の効率化を図ることができる。	個人番号を利用することで、番号法第19条第8項の規定による他の自治体からの情報照会に対して円滑に対応することができる。また対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど事務の効率化を図ることができる。	事後	法改正による号ズレ
令和6年6月3日	1 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健による健康診査」が含まれる項(69-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導」が含まれる項(69-2項)	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健による健康診査」が含まれる項(69-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導」が含まれる項(69-2項)	事後	法改正による号ズレ
令和6年6月3日	1 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課	事後	機構改革による変更
令和6年6月3日	1 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	地域保健・母子保健担当課長	母子保健担当課長	事後	機構改革による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲 その必要性	番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第7号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。情報照会に対しては、実施歴の有無を含めて情報提供を行う必要があることから、各種母子保健事業の対象者及び実施歴がある市民全てについて情報を記録する必要がある。	番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第8号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。情報照会に対しては、実施歴の有無を含めて情報提供を行う必要があることから、各種母子保健事業の対象者及び実施歴がある市民全てについて情報を記録する必要がある。	事後	法改正による号ズレ
令和6年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課	事後	機構改革による変更
令和6年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課及び各区役所保健福祉部健康・子ども課	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課及び各区役所保健福祉部健康・子ども課	事後	機構改革による変更
令和6年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法	1 各種母子保健事業の対象者の管理に関する事務 ・各種母子保健事業を実施した機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所・性別から住民基本台帳等にて個人を特定し、母子保健事業の実施状況等を管理する。 ・各種母子保健事業の実施率・受診率等の統計を作成する。 ・番号法第19条第7号の規定による情報照会に対応するため、対象者の管理については、システム基盤(個人基本)により連携された個人番号を利用する。 2 母子保健事業の勧奨等、実施率・受診率の向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、各種母子保健事業の勧奨等を実施する。	1 各種母子保健事業の対象者の管理に関する事務 ・各種母子保健事業を実施した機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所・性別から住民基本台帳等にて個人を特定し、母子保健事業の実施状況等を管理する。 ・各種母子保健事業の実施率・受診率等の統計を作成する。 ・番号法第19条第8号の規定による情報照会に対応するため、対象者の管理については、システム基盤(個人基本)により連携された個人番号を利用する。 2 母子保健事業の勧奨等、実施率・受診率の向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、各種母子保健事業の勧奨等を実施する。	事後	法改正による号ズレ
令和6年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第69項の2)	番号法第19条第8号 別表第二(第69項の2)	事後	法改正による号ズレ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・執行の管理 具体的な管理方法	1 発効管理 ・職員ごとに、必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ・アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健所健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき、業務主管部門の指示のもと、母子保健情報システム担当職員が速やかに失効手続を行う。	1 発効管理 ・職員ごとに、必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ・アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署)及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき、業務主管部門の指示のもと、母子保健情報システム担当職員が速やかに失効手続を行う。	事後	機構改革による変更
令和6年6月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入退室の記録を残している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・ハブ)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<札幌市における措置> 1 データセンターは、ICカードによる入退室管理を行っており、入退室の記録を残している。また、監視カメラによる監視及び入退室者の映像の記録は行っている。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 サーバ及び電気通信装置(ルータ・ハブ)はラックの施錠を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事後	物理サーバから庁内クラウドへ置き換わることで、監視体制等セキュリティ度が高いデータセンターを利用することでリスクを明らかに軽減できるため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ① 連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセン タービル1号館3階 子ども未来局子育て支援部子育て支援課	事後	機構改革による変更